

# じどうはったつしえんじぎょう じゅうようじこうせつめいしょ 「児童発達支援事業」重要事項説明書

ほんじゅうようじこうせつめいしょ どうじぎょうしょ じどうはったつしえんりようけいやく ていけつ きぼう  
本重要事項説明書は、当事業所と児童発達支援利用契約の締結を希望される

かた たい どうじぎょうしょ がいよう ていきょう しえん ないよう ごけいやくじょう ちゅうい  
方に対して、当事業所の概要や提供される支援の内容、契約上ご注意ください

せつめい  
きたいことを説明するものです。

## 目次

- じぎょうしゃ がいよう  
1. 事業者の概要
- じぎょうしょ がいよう  
2. 事業所の概要
- じぎょうじっしちいき  
3. 事業実施地域
- かいしよじかん りようていいんとう  
4. 開所時間と利用定員等
- ていきょう しえんないよう りようりょうきん  
5. 提供する支援内容と利用料金
- しえん りよう かん りゅういじこう  
6. 支援の利用に関する留意事項
- しえん じっしきろく  
7. 支援の実施記録について
- くじょう うけつけ  
8. 苦情の受付について
- きょうりよくいりようきかん  
9. 協力医療機関について
- きんきゅうじ たいおう  
10. 緊急時の対応
- あんぜんけいかく きくてい  
11. 安全計画の策定について
- ひじょうさいがいたいさく  
12. 非常災害対策
- ぎやくたいぼうし そち  
13. 虐待防止のための措置
- しんたいこうそく てきせい  
14. 身体拘束の適正化について

じどうはったつしえんじぎょうしょ  
児童発達支援事業所  
あんぱちちょうりつ その  
安八町立あすなろの園

## 1. 事業者の概要

事業者	あんばちちょう 安八町
所在地	あんばちちょうこおりとり ばんち 安八町氷取161番地
代表者氏名	あんばちちょうちょう おかだ とどむ 安八町長 岡田 立
電話番号	(0584) 64-3111

## 2. 事業所の概要

名称	あんばちちょうりつ その 安八町立あすなろの園
事業所の種類	していじどうはったつしえんじぎょうしょ 指定児童発達支援事業所  (岐阜県第2152500035号)
所在地	あんばちちょうにしむすぶ ばんち 安八町西結2818番地
サービス提供開始日	へいせい ねん がつついたち 平成25年4月1日
管理者氏名	わたなべ かつ え 渡邊 勝枝
電話番号	(0584) 62-6905
協力医療機関	よしだいいん 吉田医院

### (1) 事業所の目的・運営方針

- 日常生活における基本的動作及び知識技能の習得、集団生活への

適応など支援をすることを目的とします。

- 本来の能力を発揮できるようきめ細かな療育やことばの指導を

行います。また、発達の遅れなどの早期発見に努め、保護者への支援や

相談にあたります。

(2) 施設職員

職 種	人 数
管理者	1人 (常勤 兼務保育士)
児童発達支援管理責任者	1人 (常勤 専従)
保育士	3人以上
業務員兼運転手	1人 (常勤)

3. 事業実施地域

安八町の全域

4. 開所日と利用定員等

開所日 及び 開所時間	<p>開所日は月曜日から金曜日までとする</p> <p>ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日まで及び町長が特に必要と認めた日を除く</p> <p>開所時間は午前8時30分から午後5時15分とする</p>
定員 及び サービス 提供時間	<p>1日利用定員 10人</p> <p>第1単位 午前 9時00分～午前10時30分</p> <p>第2単位 午前10時30分～午前12時00分</p> <p>第3単位 午後 1時00分～午後 2時30分</p>

	だい たんい 第4単位	ごご 午後	じ 30 分 2時30分～	ごご 午後	じ 00 分 4時00分
--	----------------	----------	------------------	----------	-----------------

## 5. 提供する支援内容と利用料金

### (1) 提供する支援内容

こべつりょういく、グループ療育、発達相談、発達検査など。

### (2) 送迎サービス

たいしょうしゃ 対象者  
あんぼちょうにんてい 安八町認定こども園在園児

そうげい 送迎内容  
ほごしゃ 保護者の希望により、事業所と町内各園の区間の送迎  
おこな を行います。

りょうほうほう 利用方法  
じぜん 事前の登録と面談を行います。

### (3) 利用料金

かき 下記の利用料金表に定める額を負担していただきます。ただし、

りょうしゃ 利用者が町に児童発達支援事業施設利用者負担助成の申請をした

ばあい 場合、利用者負担額から月額2,000円を控除された額が助成され

ます。利用者負担額が月額2,000円に満たない場合は、助成対象

となりませんのでその額を負担していただくこととなります。

### 利用料金表 (令和8年度)

しえんないようとう 支援内容等	せつめい 説明
--------------------	------------

<p>つうじょう はったつしえん 通常の発達支援</p>	<p>じどうはったつしえんきゅうふひ じどうはったつしえん いがい 児童発達支援給付費（児童発達支援センター以外）</p> <p>みしゅうがくじりようていいん にんい か 未就学児利用定員10人以下）</p> <p>じかんくぶん していじどうはったつしえん ていきょうじかん 時間区分1（指定児童発達支援の提供時間が30</p> <p>ぶんいじょう じかん ぶんい か かい たんい 分以上1時間30分以下）1回901単位</p>
<p>そうげいかさん 送迎加算</p>	<p>そうげい かい たんい かたみちぶん ふく 送迎1回につき54単位（片道分を含む）</p> <p>かくえん じぎょうしょ そうげい じっし ばあい 各園と事業所との送迎を実施した場合</p>

○受給者証の記載事項、その他の支援内容等により必要な負担額が加算されます。

○支援内容にかかる1カ月分の負担額合計は、上限額の範囲内になります。

りようしゃ ふたんじょうげんげつがく  
利用者の負担上限月額

くぶん 区分	せたい しゅうにゅうじょうきょう 世帯の収入状況	げつがくふたんじょうげんがく 月額負担上限額
せいかつ ほ ご 生活保護	せいかつ ほ ご じゆきゅうせたい 生活保護受給世帯	えん 0円
ていしょとく 低所得	ちょうみんぜいひ か ぜいせたい 町民税非課税世帯	えん 0円
いっばん 一般1	ちょうみんかぜいせたい 町民課税世帯  しょとくわり まんえんみまん 所得割28万円未満	えん 4,600円
いっばん 一般2	じょうきいがい 上記以外	えん 37,200円

◎利用料は、翌月末までにお支払いください。

6. 支援の利用に関する留意事項

(1) 支援内容の変更

受給者証の内容に変更があった場合は、なるべく速やかにお知らせ  
ください。また、受給者証を確認させていただくことがありますの  
で、ご提示ください。なお、決められた日に支援が受けられないとき  
は、早めにお申出ください。実施日の変更について、ご相談の上可能で  
あれば変更することができます。

## (2) 事業者からの支援の変更

研修、その他でやむを得ず実施日を変更させていただくことがありま  
すのでご了承ください。

## 7. 支援の実施記録について

当事業所では、実施日及び支援内容などを記録し、利用者にその内容を確認  
していただきます。ご意見などお気づきの点があればお申出ください。

## 8. 苦情の受付について

利用者または扶養義務者は、事業者が提供した発達支援に関する苦情が  
ある場合は、下記に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てること  
ができます。事業者は、苦情が申し立てられたときは、速やかに事実関係  
を調査し、その結果、改善の必要性及びその方法について、利用者または  
扶養義務者に文書で報告します。

苦情受付窓口

(受付時間 8：30～17：15 土、日、祝日、年末年始を除く)

(1) あすなろの園 TEL 62-6905

くじょうかいけつせきにんしゃ  
苦情解決責任者 あすなろの園 その しょちょう わたなべ かつえ  
所長 渡邊 勝枝

くじょううけつけたんとうしゃ  
苦情受付担当者 あすなろの園 その じどうはつたつしえんかんりせきにんしゃ  
児童発達支援管理責任者

やまもと まい  
山本 舞依

だいさんしゃいいん  
第三者委員 しゅにんじどういいん めい  
主任児童委員 2名

(2) あんばちちょうやくば  
安八町役場 こども家庭課 かていか TEL 6 4 - 7 1 0 1

## 9. きょうりよくいりようきかん 協力医療機関

いりようきかん めいしょう  
医療機関の名称 よしだいいん  
吉田医院

いんちようめい  
医院長名 よしだとしろう  
吉田敏郎

しょざいち  
所在地 あんばちちょうしろ ちょうめ ばんち  
安八町城1丁目6番地

でんわばんごう  
電話番号 0 5 8 4 - 6 4 - 3 8 0 0

## 10. きんきゅうじ たいおう 緊急時の対応

しえんていきょうちゆう りようじ ようだい きゅうへん ばあい しゅじい れんらく ひつ  
支援提供中に利用児の容態が急変した場合は、主治医に連絡するなど必

よう しょち こう かぞく ふざい ばあい ひつよう きんきゅうれんらく  
要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合など、必要に応じて緊急連絡

さき すみ れんらく たいおうせきにんしゃ しょちょう わたなべ かつえ  
先へ速やかにご連絡します。対応責任者 所長 渡邊 勝枝

【かかりつけ医・ご家族】 きんきゅうれんらくさきさんしょう  
緊急連絡先参照

## 11. あんぜんけいかく さくてい 安全計画の策定について

(1) じぎょうしゃ りようじ あんぜん かくほ はか じぎょうしょ せつび あんぜんてん  
事業者は、利用児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点

けん じゅうぎょうしゃ りようじとう たい じぎょうしょがい かつどう とりくみとう ふく  
検、従業者、利用児等に対する事業所外での活動、取組等を含め

じぎょうしょ あんぜん かん しどう じゅうぎょうしゃ けんしゅうおよ くんれん たじ  
た事業所での安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事

ぎょうじょ あんぜん かん じこう けいかく さくてい あんぜんけいかく  
業所における安全に関する事項についての計画を策定し、安全計画

したが ひつよう そち こう  
に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、

ぜんこう けんしゅうおよ くんれん ていきてき じっし  
前項の研修及び訓練を定期的実施します。

(3) やむを得ず、事故が発生した場合はすぐに応急処置を施し、保護者

れんらく しょきかん さつきゅう ほうこく さいはつぼうし つと  
に連絡します。また、諸機関に早急に報告し再発防止に努めます。

そんがいばいしょうほけん かにゆう い か そんがいほけん かにゆう  
【損害賠償保険への加入】以下の損害保険に加入しています。

ほけんがいしゃめい どうわそんがいほけんかぶしがいしゃ  
保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

ほけんめい しせつばいしょうせきになほけん  
保険名 施設賠償責任保険

## 12. ひじょうさいがいたいさく 非常災害対策

(1) 事業者は、消防法第8条第1項に基づき防火管理者を選任します。

また、非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、想定される非常

さいがい たいよう ていどおよ きぼ おう ぐたいてきけいかく た ひじょうさい  
災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画を立て、非常災

がいじ かんけいきかん つうほうおよ れんらくたいせい せいび しょくいんおよ  
害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備します。それらを職員及び

りようしゃ しゅうち ていきてき ひなん きゅうしゅつ た ひつよう くんれん おこな  
利用者に周知し、また、定期的に避難や救出その他必要な訓練を行います。

(2) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用児に対する

サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図

るための業務継続計画を策定し、必要な措置を講じます。

## 13. ぎやくたいぼうし そち 虐待防止のための措置

事業者は、利用児及びその家族の人権の擁護・虐待防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を設置します。責任者 所長 渡邊 勝枝
- (2) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (3) 虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討等を行います。

#### 14. 身体拘束の適正化について

事業者は、身体拘束の適正化を図るため、次の措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置します。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 従業者に身体拘束等の適正化のための研修を実施します。

ねん がつ 日に  
年 月 日

じどうはったつしえんじぎょう ていきょうかいし れいわ ねん がつ いたち げんざい じゅうようじこう  
児童発達支援事業の提供開始にあたり、令和8年4月1日現在の重要事項の

しょめん もと せつめい おこな  
書面に基づき説明を行いました。

せつめいしゅたい  
説明主体

あんばちちょう  
安八町長

おかだ とどむ  
岡田 立

せつめいしゃ  
説明者

しょ ぞく  
所属

あんばちちょうりつ その  
安八町立あすなろの園

しよくしめい  
職氏名

じどうはったつしえんかんりせきにんしゃ  
児童発達支援管理責任者

やまもと まい  
山本 舞依

わたし じどうはったつしえん りようかいし じぎょうしょ けいやくしょおよ しょめん  
私は、児童発達支援の利用開始にあたり、事業所から契約書及びこの書面に

もと じゅうようじこう せつめい う れいわ ねん がつ 日に じどうはったつしえん  
基づき重要事項の説明を受け、令和 年 月 日より児童発達支援の

ていきょうかいし どうい  
提供開始に同意しました。

りようしゃ  
利用者

じゅう しょ  
住所

あんばちちょう  
安八町

し めい  
氏名

ほごしゃしめい  
保護者氏名

## 個人情報保護に関する同意書

### <個人情報の保護について>

事業者及びその従事者は、支援提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく他の事業者及び第三者に漏らしません。

上記の規定に関わらず、以下の支援の質の向上を目的とするために、事業者が利用者及び家族の個人情報を用いることがあります。

#### 【利用者へのサービス提供（療育）に必要な利用目的】

- ① 事業所内部での利用目的
  - 当事業所が利用者などに提供する療育
  - 利用者に係る当事業所の管理運営事務のうち、
    - ・ 契約書などの管理
    - ・ 通所給付などの会計、経理事務
    - ・ 事故などの報告
    - ・ 療育内容の向上
- ② 他の機関等への情報提供を伴う利用目的
  - 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校などの担当者間の連携
  - 保健センター、子ども相談センター、教育委員会の会議における情報交換
  - 医療機関への紹介
  - 利用者に障害福祉サービスを提供するなどの障害福祉サービス事業者や相談事業所とのサービス担当者会議での連携

#### 【上記以外の利用目的】

- 当事業所での管理運営業務のうち
  - ・ 当事業所において行われる学生の実習への協力
  - ・ 当事業所において行われる支援会議、ケース研究

児童発達支援管理責任者 様

年 月 日

私は、児童発達支援の利用開始にあたり、事業者からこの書面に基づき個人情報取り扱いの説明を受け、個人情報を用いることに同意します。

利用者 住 所

氏 名

保護者氏名